

令和 7 年 5 月 1 3 日

令和 7 年度コミュニティ活動促進事業実施要領

公益社団法人沖縄県地域振興協会会長

第 1 目的

コミュニティ活動促進事業は、地域住民が自主的に行うコミュニティ活動の充実を図るために必要な備品等の購入に対し、公益社団法人沖縄県地域振興協会（以下「協会」という。）が予算の範囲内で助成を行うことにより、コミュニティ活動の促進に寄与することを目的とする。

第 2 助成対象団体

- 1 助成対象団体は市町村とする。ただし、次の 2 の場合は対象外とする。
- 2 一般財団法人自治総合センターが実施する、令和 7 年度一般コミュニティ助成事業に採択された市町村。

第 3 事業実施主体

- 1 事業実施主体は市町村又は市町村が認めるコミュニティ組織とする。
- 2 本要領で定めるコミュニティ組織とは、自治会、町内会等とする。
- 3 地域に密着した団体であっても特定の目的で活動する団体（NPO、PTA、青年会、体育協会等）は除く。また、宗教団体、営利団体、公益法人及び地方公共団体が出資している第三セクター、その活動が地域に密着しているとは言いがたい団体等も除く。

第 4 助成対象事業

住民が自主的に行うコミュニティ活動の促進を図り、地域の連帯感に基づく自治意識を盛り上げることを目指すもので、コミュニティ活動に直接必要な備品等（建築物、消耗品は除く）の整備に関する事業とする。

- 1 主な事業例（購入備品）は以下のとおり
 - ① 自治会公民館等の備品（音響機器、イス、テーブル、パソコン、テレビ、冷蔵庫、ホワイトボード等）
 - ② イベントのための備品（テント、発電機、伝統芸能の備品、スポーツ用具等）
 - ③ 環境整備のための備品（刈払機等）
 - ④ 備品の修理、修繕（伝統芸能、伝統行事等、文化の継承に繋がるものに限る。）

2 以下の事業（購入備品）は対象外とする。

- ① 車両（乗用式のトラクター、草刈機等も含む）
- ② 営利目的又は娯楽性の高い備品等。
- ③ 銃火器、刀剣類、建築物、消耗品。
- ④ 住民個人宅に設置されるもの。
- ⑤ 宗教に関する備品等の整備。
- ⑥ 中古品の購入、付属品のみ購入（太鼓のバチ等）
- ⑦ 短期間のうちに消費、破損するもの。
- ⑧ モニュメント、石碑、その他これに類するもの。
- ⑨ 国及び県、市町村、その他の機関から助成を受けて実施する事業。
- ⑩ その他、協会が適当でないと認める事業。

3 対象事業については、原則、助成決定のあった日から実施し、**令和7年12月末日まで**に完了すること。

第5 助成金の内容

- 1 助成率は90%以内（千円未満切捨）とし、助成限度額は50万円とする。
- 2 助成対象経費は、コミュニティ活動に直接必要な備品等の整備に要する経費とする。

第6 助成事業の申請等

1 交付申請

申請は1市町村につき1件とし、交付申請をする市町村は、コミュニティ活動促進事業助成金交付申請書（第1号様式）に、次に掲げる書類を添付し、期日までに協会へ提出する。

- ① 見積書
- ② 商品説明資料（商品カタログの表紙と該当ページのカラーコピー）
- ③ 規約、会則等組織に関する定めを示した書類
- ④ 団体の令和7年度年間事業計画
- ⑤ 〃 予算書
- ⑥ その他、協会が必要と認める書類

[申請書の提出期限・提出先]

提出期限：令和7年6月27日（金）協会必着

〒900-0029 那覇市旭町116番地37（自治会館6階）

「公益社団法人 沖縄県地域振興協会」

電話：098-862-9390 FAX：098-862-9396

HP：<http://www.oflp.jp> ※様式については、協会HPよりダウンロードする。

受付時間：月～金曜日（土日、祝日除く）午前8時30分～午後5時15分まで

担当：中村 メールアドレス：nakamura@oflp.jp

2 助成対象団体（市町村）の選考及び決定

協会は、申請内容を事業審査委員において審査し、助成を決定した場合はコミュニティ活動促進事業助成決定通知書（第2号様式）により市町村に対し通知する。

3 対象事業（備品等）内容の変更又は中止

（1） 事業内容の変更又は中止の申請をする市町村は、コミュニティ活動促進事業変更・中止承認申請書（第3号様式）に、次に掲げる書類を添付して協会へ提出する。

- ① 理由書
- ② 事業の遂行状況
- ③ その他、協会が必要と認める書類

※申請前に必ず協会担当者と協議の上、申請すること。

（2） 協会は、前項の申請による変更又は中止を認めたときは、コミュニティ活動促進事業変更・中止承認書（第4号様式）により市町村に対し通知する。

4 実績報告

（1） 市町村は、コミュニティ活動促進事業実績報告書（（第5号様式）以下「実績報告書」という）に、次に掲げる書類を添付して、事業の完了した日から起算して30日以内に協会へ提出する。

- ① 助成金の対象となった事業（備品等）の写真
- ② 助成事業に要した経費の証憑書類（写し）及び市町村の検査調書（写し）
- ③ 協会の助成事業で購入した旨の広報をした市町村又は自治会等の広報誌
- ④ その他、協会が必要と認める書類

（2） 協会は実績報告書に基づき、その内容を審査した上で交付すべき助成金の額を確定し、コミュニティ活動促進事業助成金確定通知書（第6号様式）により市町村に対し通知する。

5 助成金の請求

助成金の請求をする市町村は、助成金の確定通知を受けて、コミュニティ活動促進事業助成金請求書（第7号様式）を協会へ提出する。なお、助成金は、市町村の口座（会計管理者）に振り込むものとし、コミュニティ組織等の口座への振り込みは行わない。

第7 助成金の取消し

- 1 協会は、次に掲げる事項に該当すると認める場合は助成金の助成決定の全部又は一部を取り消すことができる。
 - ① 期間内に事業目標の達成が困難であると判断したとき
 - ② 協会の定める要領等に違反又は虚偽の申請をしたと認められるとき
 - ③ 助成金を別の用途に使用したとき
 - ④ 第6の規定第4項による事業実績の報告をしなかったとき
- 2 協会は、前項の規定に基づき助成決定を取り消したときは、コミュニティ活動促進事業助成決定取消通知書（第8号様式）により市町村に対し通知する。

第8 助成金の返還

協会は、助成金の交付を受けた団体が、協会の定める要領等に違反又は虚偽の申請等を行ったことが認められたときは、コミュニティ活動促進事業助成金返還命令書（第9号様式）により期限を定めて、助成金の全部又は一部の返還を求めることができる。

第9 その他

- 1 助成金によって購入した備品等には、以下の表示を行うものとする。

公益社団法人沖縄県地域振興協会 令和7年度コミュニティ活動促進事業

※表示部分によっては、省略して表示する。

※布製品の場合は、オモテ地に縫い付けを実施して表示する。

- 2 備品等の保管場所は原則、自治公民館、集会所等とし、事業実施主体が責任を持って適正な管理・運営に務めること。（備品台帳を作成し、耐用年数期間は使用すること。）
- 3 提出書類については原則、返却しない。
- 4 この要領に定めのない事項については、会長が別に定める。